

参考資料11：健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン

健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン(抜粋)(平成16年12月27日 厚生労働省)

Ⅲ 健保組合等の義務等

1. 利用目的の特定等(法第15条、第16条)

(利用目的の特定)

法第十五条 個人情報取扱事業者は、個人情報を取り扱うに当たっては、その利用の目的(以下「利用目的」という。)をできる限り特定しなければならない。

2 個人情報取扱事業者は、利用目的を変更する場合には、変更前の利用目的と相当の関連性を有すると合理的に認められる範囲を超えて行ってはならない。

(利用目的による制限)

法第十六条 個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

2 個人情報取扱事業者は、合併その他の事由により他の個人情報取扱事業者から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、承継前における当該個人情報の利用目的の達成に必要な範囲を超えて、当該個人情報を取り扱ってはならない。

3 前二項の規定は、次に掲げる場合については、適用しない。

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(1) 利用目的の特定及び制限

健保組合等が保険給付等を希望する被保険者等から個人情報を取得する場合、当該個人情報を被保険者等に対する保険給付等の提供、健保組合等の保険給付等に係る事務などで利用することは被保険者等にとって明らかと考えられる。

これら以外で個人情報を利用する場合は、被保険者等にとって必ずしも明らかな利用目的とはいえない。この場合は、個人情報を取得するに当たって明確に当該利用目的の公表等の措置が講じられなければならない。

(Ⅲ2. 参照)

健保組合等の通常の業務で想定される利用目的は別表2に例示されるものであり、健保組合等は、これらを参考として、自らの業務に照らして通常必要とされるものを特定して公表(健保組合等のホームページへの掲載等)しなければならない。(Ⅲ2. 参照)

また、別表2に掲げる利用目的の範囲については、法第15条第2項に定める利用目的の変更を行うことができると考えられる。ただし、変更された利用目的については、本人へ通知又は公表しなければならない。(Ⅲ2. 参照)

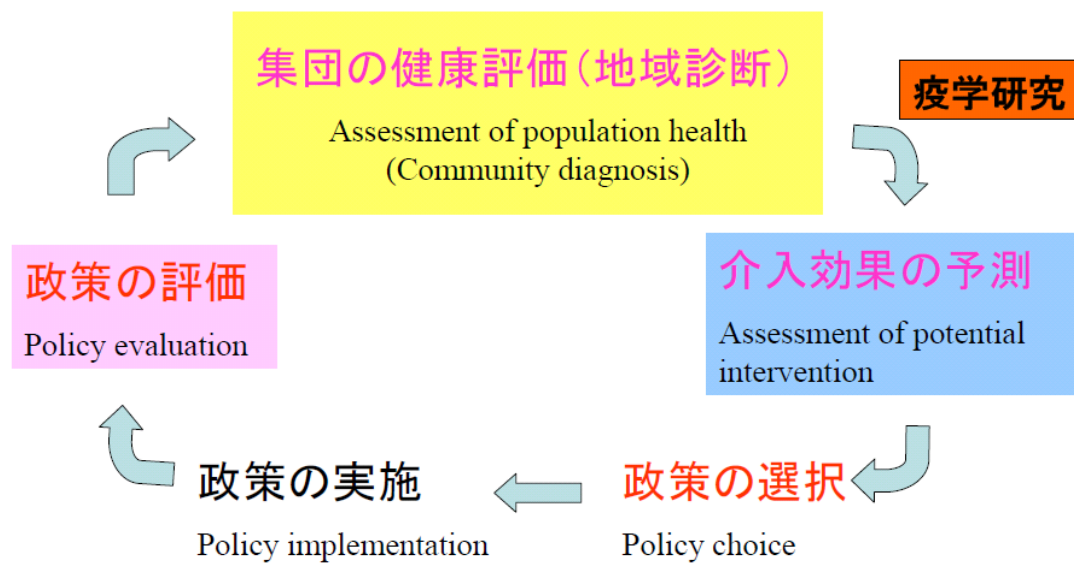
(2) 利用目的による制限の例外(省略)

全文は厚生労働省ホームページ「厚生労働分野における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン等」<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/seisaku/kojin/index.html> より入手できます。

○資料集

1. 地域診断と健康政策のサイクル

～ターゲットとなる疾患を絞るための集団の評価～



RA. Spasoff; Epidemiologic Methods for Health Policy, 1999

水嶋春朔「地域診断のすすめ方: 根拠に基づく健康政策の基盤」、医学書院、2000.

2. 死亡率の地域差の関連要因

- ・ 罹患数／率(疾病登録事業整備)は？
- ・ 有病数／率(国民生活基礎調査、患者調査、レセプト活用)は？
- ・ **医療費(レセプト活用)は？**
- ・ 診断精度(妥当性)は？
- ・ 医療整備体制(医療圏ごとの地域格差)は？
- ・ 対象集団のリスクファクターの分布(健診結果評価)は？
- ・ 対象集団の生活習慣は？職業は？理解力は？
- ・ 予防医学戦略(ポピュレーション・アプローチとハイリスク・アプローチ、保健活動、健診・保健指導などの有効性評価)は？
- ・ 健康づくりに関する環境整備は？
- ・ 首長の理解は？